

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)および草津市開発行為の手続および基準等に関する条例(平成24年草津市条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令および条例において使用する用語の例による。

(開発行為の適用範囲)

第3条 条例第3条第2号に規定する後続する開発行為が行われる場合とは、条例第4条第1項の事前審査申請書(別記様式第1号)または第5条の開発行為事前協議書(別記様式第2号)が提出されることをいう。

第2章 開発行為の手続

(事前審査申請)

第4条 条例第4条第1項の事前審査申請書を提出しようとする者は、省令第16条第2項の設計図ならびに省令第17条第1項第1号および第3号の図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発事業概要書(別記様式第3号)
- (2) 開発区域の土地の公図の写し
- (3) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (4) 開発区域の土地の求積図
- (5) 排水流域図および流量計算
- (6) 現況写真
- (7) その他市長が必要と認める図書

(大規模開発事業の手続きの特例)

第5条 条例第5条の協議を行おうとする者は、開発行為事前協議書を省令第17条第1項第1号の図書のほか、次に掲げる図書を添付して提出しなければならない。

- (1) 開発事業概要書
- (2) 土地利用計画図

- (3) 横断図
- (4) その他市長が必要と認める図書

(関係者への周知説明)

第6条 条例第6条第1項の標識は、別記様式第4号によるものとする。

2 条例第6条第2項の標識設置届は、別記様式第5号によるものとする。

3 条例第6条第4項の報告は、説明会経過書（別記様式第6号）により行うものとする。

(開発行為許可申請書の添付図書等)

第7条 法第29条の規定による開発行為の許可(以下「開発許可」という。)を受けようとする者は、法第30条第1項に規定する開発行為許可申請書を、同条第2項に規定する書面および図書のほか次に掲げる図書を添付して提出しなければならない。

- (1) 設計者の資格調書(別記様式第7号)
- (2) 申請者の資力信用調書(別記様式第8号)
- (3) 工事施工者の工事能力調書(別記様式第9号)
- (4) 開発区域の土地の公図の写し
- (5) 開発区域の土地の登記事項証明書
- (6) 開発区域の土地の求積図
- (7) 排水流域図および流量計算
- (8) 現況写真
- (9) その他市長が必要と認める図書

2 前項第2号の申請者の資力信用調書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、開発行為が主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為または住宅以外の建築物もしくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 直前2事業年度分の法人税または所得税および県税(事業税、県民税)ならびに市町村税、固定資産税の納税証明書
- (2) 法人の場合にあっては法人の登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票記載事項証明書
- (3) 法人の場合にあっては直前事業年度の財務諸表または決算書等および事業経歴書

3 第1項第3号の工事施工者の工事能力調書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、開発行為が主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為または住宅以外の建築物もしくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築もしくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ヘクタール以上のものを除く。)である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 工事施工者の建設業者登録証明書
- (2) 建設業者の登録を受けていない場合にあっては、法人の登記事項証明書および事業経歴書

4 法第 29 条の規定による許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 法第 29 条第 1 項の許可 別記様式第 10 号
- (2) 法第 29 条第 2 項の許可 別記様式第 11 号

(開発行為協議書の添付図書等)

第 8 条 法第 34 条の 2 第 1 項の協議(以下「開発協議」という。)を求めようとする者は、開発行為協議書(別記様式第 12 号)を、法第 30 条第 2 項に規定する書面および図書のほか、前条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる図書を添付して提出しなければならない。

2 市長は、開発協議が成立したときは開発行為協議成立通知書(別記様式第 13 号)により通知するものとする。

(設計図書等)

第 9 条 省令第 16 条第 2 項の設計説明書は、別記様式第 14 号により作成し、公共施設一覧表(別記様式第 15 号)を添付しなければならない。

2 省令第 17 条第 1 項第 3 号の書類は、開発区域内権利者一覧表(別記様式第 16 号)および開発行為施行同意書(別記様式第 17 号)とする。

3 省令第 17 条第 1 項第 4 号の書類は、設計者の資格調書とし、当該設計者が省令第 19 条第 1 号の資格を証する書類を添付しなければならない。

(既存の権利者の届出)

第 10 条 法第 34 条第 13 号の規定による届出は、都市計画法第 34 条第 13 号の規定による届出書(別記様式第 18 号)により行うものとする。

(開発行為変更許可申請書等)

第 11 条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る事項を変更しようとするときは、開発行為変更許可申請書(別記様式第 19 号)を、次に掲げる図書を添付して提出しなければならない。

- (1) 開発許可に係る事項を変更しようとする理由を記載した書類
- (2) 第 7 条第 1 項各号の図書のうち当該変更に係るもの

2 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る事項について法第 35 条の 2 第 1 項ただし書の軽微な変更をしようとするときは、開発行為変更届出書(別記様式第 20 号)を提出しなければならない。

3 法第 35 条の 2 第 1 項の許可は、開発行為変更許可書(別記様式第 21 号)により行うものとする。

(開発行為変更協議書等)

第 12 条 開発協議が成立した者は、当該開発協議に係る事項を変更しようとするときは、開発行為変更協議書(別記様式第 22 号)を、次に掲げる図書を添付して提出しなければならない。

- (1) 開発協議に係る事項を変更しようとする理由を記載した書類
- (2) 第 7 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる図書のうち当該変更に係るもの

- 2 開発協議が成立した者は、当該開発協議に係る事項について法第 35 条の 2 第 1 項ただし書の軽微な変更をしようとするときは、開発行為変更届出書を提出しなければならない。
- 3 市長は、法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 34 条の 2 第 1 項の協議が成立したときは、開発行為変更協議成立通知書（別記様式第 23 号）により通知するものとする。

（工事の着手届）

第 13 条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手後速やかに工事着手届（別記様式第 24 号）を、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域位置図
- (2) 工事工程表
- (3) 開発行為許可標識を工事現場に掲示したところを撮影した写真
- (4) 緊急連絡体制表

（開発行為許可標識の掲示）

第 14 条 開発許可を受けた者は、都市計画法による開発行為許可標識（別記様式第 25 号。以下「開発行為許可標識」という。）を、当該開発行為に関する工事に着手した日から法第 36 条第 3 項の公告の日まで、工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

（工事完了の届出）

第 15 条 法第 36 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、省令第 29 条の工事完了届出書または公共施設工事完了届出書を、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 確定丈量図（縮尺 500 分の 1 以上のもの）
- (2) 工事の施行状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認めた図書

（工事完了公告以前の建築承認申請）

第 16 条 法第 37 条第 1 号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告以前の建築等承認申請書（別記様式第 26 号）を、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 計画平面図（縮尺 500 分の 1 以上のもの）
- (3) 建築物の配置図、平面図および立面図（縮尺 200 分の 1 以上のもの）
- (4) 断面図（縮尺 100 分の 1 以上のもの）
- (5) 現況写真

（工事完了公告以前の建築物の建築または特定工作物の建設承認）

第 17 条 法第 37 条第 1 号の規定による承認は、別記様式第 27 号により行うものとする。

(工事の廃止の届出)

第 18 条 法第 38 条の規定による届出をしようとする者は、省令第 32 条の届出書を、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の廃止の理由書
- (2) 工事の廃止に係る地域を明示した図面(縮尺 200 分の 1 以上のもの)
- (3) 既に着手している工事を廃止する場合にあっては、廃止に伴う措置を記載した図書および廃止したときの土地の現況図(縮尺 500 分の 1 以上のもの)

(市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請)

第 19 条 法第 41 条第 2 項ただし書の許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(別記様式第 28 号)を、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物概要書(別記様式第 29 号)
- (2) 付近見取図(方位、敷地の位置および敷地の周辺の公共施設を明示すること。)
- (3) 敷地現況図および配置図(敷地の境界および建築物の位置を明示すること。)
- (4) 建築物平面図(当該許可申請が建築物の高さに係る場合には立面図を含む。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(建築物特例許可)

第 20 条 法第 41 条第 2 項ただし書の許可は、建築物特例許可書(別記様式第 30 号)により行うものとする。

(予定建築物等以外の建築等の許可等の申請)

第 21 条 法第 42 条第 1 項ただし書の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(別記様式第 31 号)を、第 11 条第 1 項各号に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 法第 42 条第 2 項の協議を求めようとする者は、予定建築物等以外の建築等協議書(別記様式第 32 号)を、第 11 条第 1 項各号に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(予定建築物等以外の建築物の建築または特定工作物の新設許可等)

第 22 条 法第 42 条の規定による許可等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 法第 42 条第 1 項ただし書の許可 別記様式第 33 号
- (2) 法第 42 条第 2 項の協議が成立したことの通知 別記様式第 34 号

(建築物の新築等の許可等)

第 23 条 法第 43 条第 1 項の許可を受けようとする者は、省令第 34 条第 1 項の建築物の新築、改築もしくは用途の変更または第一種特定工作物の新設許可申請書を、同条第 2 項に定める図面のほか、次に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物概要書
- (2) 建築物平面図

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 法第43条第3項の協議を求めようとする者は、建築物の新築、改築または用途の変更等協議書(別記様式第35号)を、省令第34条第2項の図面のほか、前項各号に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

(法第43条の規定による許可等)

第24条 法第43条の規定による許可等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第43条第1項の許可 別記様式第36号

(2) 法第43条第3項の協議が成立したことの通知 別記様式第37号

(地位の承継の届出)

第25条 法第44条の規定による地位の承継をした者は、遅滞なく地位承継届出書(別記様式第38号)を、戸籍謄本(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)その他承継の事実を証する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(地位の承継の承認申請)

第26条 法第45条の規定による地位の承継の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書(別記様式第39号)を、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

(2) 省令第16条第5項の資金計画書

(3) 申請者の資力信用調書

(地位承継の承認書)

第27条 法第45条の承認は、地位承継承認書(別記様式第40号)によるものとする。

(開発登録簿)

第28条 省令第36条第1項の開発登録簿は、別記様式第41号によるものとする。

(適合証明)

第29条 省令第60条に規定する証明書の交付を受けようとする者は、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書(別記様式第42号)を市長に提出しなければならない。

第3章 開発行為の基準

第1節 都市計画法の規定に基づく基準

(区域内道路)

第30条 条例別表第1備考2に規定する通行上支障がない道路とは、開発区域内の道路（開発区域内の外周道路を除く。）間を結ぶ道路で当該道路のみに面して住宅が建築されていないものをいう。

(建築物の敷地)

第31条 条例第10条第1項第1号の規則で定める建築物の敷地は、平成16年6月1日において現に存すると認められる建築物の敷地とする。

2 前項の建築物は、居住の用に供する建築物および次に掲げる公益施設に限る。

- (1) 病院
- (2) 診療所
- (3) 小学校および中学校
- (4) 幼稚園
- (5) 保育所
- (6) 公民館
- (7) コミュニティ防災センター
- (8) 交番および駐在所
- (9) グループホーム
- (10) デイサービスセンター

(除外する土地の区域)

第32条 条例第10条第1項第2号の規則で定める除外する土地の区域は、同号の規則で定める広域幹線道路のうち主要地方道栗東志那中線以北の部分の中心線から100メートル以内の区域、法第8条第1項第1号の規定による用途地域が定められた土地の区域、南山田町、御倉町および新浜町とする。

2 条例第10条第2項第2号の規則で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 大津湖南都市計画で特定保留とされた区域
- (2) 法第12条の5第1項の土地の区域
- (3) 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第1項の規定による集落地区計画の区域
- (4) 法第7条第1項に規定する区域区分を定める都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、または当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日前に建築物の建築を目的として造成されている一団の土地の区域であって市長が告示する区域

(広域幹線道路等)

第33条 条例第10条第1項第2号の規則で定める広域幹線道路は、都市計画道路大津湖南幹線とする。

2 条例第10条第1項第2号に規定の規則で定める主要な道路は、幅員が9メートル以上の道路であって市長が認めるものとする。

3 条例第10条第1項第3号イの規則で定める主要な道路は、幅員が9メートル以上の道路とする。

(開発行為の規模等)

第34条 条例第10条第1項第1号の土地の区域において認められる開発行為の規模は、開発に係る面積が165平方メートル以上500平方メートル以下のものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

2 条例第10条第1項第2号の土地の区域において認められる開発行為の規模は、開発に係る面積が原則として1ヘクタール以上のものであって予定建築物の敷地面積が500平方メートルを超えるものとし、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が、10,000平方メートル以下とする。

3 条例第10条第1項第3号の土地の区域において認められる開発行為の規模は、開発に係る面積が原則として1ヘクタール以上のものであって予定建築物の敷地面積が165平方メートル以上のものとする。

4 条例別表第5第1項および第2項に規定する規則で定める開発行為の規模は、路地状通路部分のみによって道路に接する敷地の路地状通路部分その他建築敷地に適しない土地(以下「路地状通路部分等」という。)を除き、500平方メートルとする。

5 条例別表第5第3項に規定する規則で定める開発行為の規模は、路地状通路部分等を除き、500平方メートル(移転し、または、除却する住宅の存する土地の1.5倍に相当する面積が500平方メートルを超える場合にあつては、当該1.5倍に相当する面積)とする。

6 条例別表第5第4項に規定する規則で定める開発行為は、その規模が路地状通路部分等を除き500平方メートル以下である開発行為であつて、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 単にのり面処理を目的とした擁壁等を設置する開発行為

(2) 土地の形質を変更する開発行為であつて、切土または盛土の高さが1メートル未満であり、かつ、土砂の搬出入を伴わないもの

第2節 公共公益施設の整備基準

(道路)

第35条 条例第15条第4項の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開発区域内の道路は、開発区域外の道路に2箇所以上接続していること(ただし、防災上、交通処理上支障がないと市長が認めた場合はこの限りでない。)

(2) 開発区域内の道路が、袋路状でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 当該道路または当該道路の延長と他の道路との接続が1年以内に予定されている場合
イ 当該道路の先端に転回広場および避難通路（幅員が1.5メートル以上で、かつ、公道その他避難に支障がないと認められる公共空地に接続するように設けられているものに限る。）が設けられていること。ただし、既存道路も含めて避難できる箇所からの延長が35メートル以下の場合、避難通路については、この限りでは

ない。

- (3) 接続先道路の幅員および開発区域に接する道路の幅員が別表のとおりであること。
- (4) 道路標識、路面表示、カーブミラーその他の交通安全施設を設置する場合は、当該設置について道路管理者および所轄警察署長と協議されていること。

（雨水排水施設）

第36条 条例第16条の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発区域内の排水施設（雨水を排水する施設に限る。以下、この条において同じ。）が、当該排水施設が存在する排水区（草津市公共下水道事業計画により定められたものをいう。）内で接続していること。ただし、河川等の管理者が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (2) 開発区域内の排水施設が、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の雨水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路その他の排水施設または河川（以下「河川等」という。）に接続していること。ただし、放流先の排出能力によりやむを得ないときは、河川管理者と協議のうえ事業者の負担において放流先の河川等を改修することおよび開発区域内において一時雨水を貯留する遊水地その他の適当な施設を設けることを妨げない。

（汚水排水施設）

第37条 条例第17条の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発区域内の排水施設（汚水を排水する施設に限る。以下、この条において同じ。）が、当該排水施設が存在する処理分区（草津市公共下水道事業計画に定められたものをいう。）内で接続していること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (2) 開発区域内の排水施設が、草津市公共下水道事業計画に基づき適切に整備されていること。
- (3) 放流先の流下能力によりやむを得ないときは、市長と協議のうえ事業者の負担により管路を改修すること。

（公園）

第38条 条例第18条の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発区域の中心部に配置されていること。ただし、市長が中心部に設置することが不適切であると認めるときは、この限りではない。
- (2) 利用者および管理者の出入りができるよう公道に接していること。
- (3) 交通量が多い道路に面していないこと。
- (4) 公共空地から見通しが良い場所に立地していること。
- (5) 広場、遊戯施設等が配置できる平坦な地形であること。

(6) 長方形またはこれに近い四角形等で、その長辺が短辺のおおむね2倍以内であること。
(集会施設等)

第39条 条例第19条の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 確保する集会所等の用地の面積が、200平方メートル以上（開発区域の面積が1ヘクタールを超える場合または計画戸数が50戸を超える場合は、50戸を超える部分について計画戸数1戸あたり4平方メートルを加算するものとする。）であること。
- (2) 確保する集会所等の用地の形状が、正方形またはこれに近い長方形であること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (3) 確保する集会所等の用地が、公園用地に隣接する位置に設置されていること。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (4) 確保する集会所等の用地が、公園用地と一体利用できるようにされていること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第4章 町内会等

(町内会等)

第40条 住宅開発事業を行う事業者が町内会等への加入を説明する場合の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内会等への加入手続および方法
- (2) 町内会等の活動内容
- (3) 町内会等の会費

2 住宅開発事業を行う事業者が町内会等の設立を説明する場合の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内会等の設立の手続および方法
- (2) 町内会等の役割

3 条例第25条第3項の報告は、支援および説明状況報告書（別記様式第43号）により行うものとする。

第5章 雑則

(身分証明書)

第41条 法第82条第2項の身分を示す証明書は、別記様式第44号によるものとする。

2 条例第27条第2項の身分を示す証明書は、別記様式第45号によるものとする。

(勧告の方法)

第42条 条例第28条の勧告は、条例違反是正勧告書（別記様式第46号）により行うものとする。

る。

(命令の方法)

第 43 条 条例第 29 条の規定による命令は、条例違反是正命令通知書（別記様式第 47 号）により行うものとする。

(公表の方法)

第 44 条 条例第 30 条第 1 項の公表は、告示により行うものとする。

(申請書の提出部数)

第 45 条 法、政令、省令、条例およびこの規則により市長に提出する書類の提出部数は 2 部とする。ただし、第 13 条の工事着手届、第 15 条の工事完了届出書、第 18 条の工事の廃止の届出書および第 25 条の地位承継届出書の提出部数は、1 部とする。

(雑則)

第 46 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める指針による。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお、従前の規定による。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお、従前の規定による。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお、従前の規定による。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお、従前の規定による。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成30年 3 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお、従前の規定による。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 2 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお、従前の規定による。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市開発行為の手続および基準等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に提出された事前審査申請書に係る開発行為について適用し、同日前に提出された事前審査申請書に係る開発行為については、なお、従前の規定による。

別表（第35条第3号関係）

1 接続先道路の幅員

用途	開発面積	規定値	特例値
住宅開発事業	1.0ヘクタール未満	6.5メートル	4.0メートル
	1.0ヘクタール以上	6.5メートル	6.0メートル
住宅開発事業以外の 開発事業	0.5ヘクタール未満	9.0メートル	4.0メートル
	0.5ヘクタール以上1.0 ヘクタール未満	9.0メートル	6.0メートル
	1.0ヘクタール以上	9.0メートル	6.5メートル

2 開発区域に接する道路の幅員

用途	開発面積	規定値	特例値
住宅開発事業	1.0ヘクタール未満	6.0メートル	4.0メートル
	1.0ヘクタール以上	6.0メートル	—
住宅開発事業以外の 開発事業（第2種特定 工作物を目的とした 開発事業を除く。）	0.1ヘクタール未満	6.0メートル	4.0メートル
	0.1ヘクタール以上0.5 ヘクタール未満	9.0メートル	4.0メートル
	0.5ヘクタール以上	9.0メートル	6.0メートル
第2種特定工作物を 目的とした開発事業		9.0メートル	6.0メートル

備考

接続先道路の幅員および開発区域に接する道路の幅員は、規定値の欄を適用する。ただし、開発区域の位置、面積および用途を勘案して通行の安全上支障がないと市長が認めるときは、特例値の欄を適用する。